

横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在、検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来業務委託の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

2 目的

横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業は商店街の現状分析や、商店街との意見交換を踏まえ、商店街エリア内の空き店舗への店舗誘致や空き店舗所有者への働きかけを行うほか、店舗誘致のためのイベント実施等により、商店街エリア内の空き店舗の解消・活用及び商店街全体の活性化を目的とする。

3 事業概要

(1) 事業期間

ア 事業年度

令和元年度から令和2年度までの2か年度を予定。

プロポーザル提案書は、2年間の事業を前提として作成すること。ただし、このことをもって令和2年度の契約を拘束又は保証するものではない。

イ 契約期間

令和元年度の契約期間：契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

※契約決定は11月下旬の予定。

(2) 概算業務価格（上限）

各年度の概算業務価格については、下記のとおり想定し、作成すること。なお、誘致した店舗が開業に至った際には、1件につき別途、200千円（税込）を成果報酬として支払うこととする。

ア 令和元年度 上限9,000千円（税込）

※なお、成果報酬については、別添「横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）中の別紙「成果報酬の支払いについて」に定めるとおり、件数に応じて支払う為、見積書への計上は不要。

イ 令和2年度 上限9,000千円（税込）

※上記の金額に必ず、成果報酬10件分2,000千円（税込）を含んで作成すること。ただし、このことをもって令和2年度の業務価格を拘束又は保証するものではない。なお、2か年目11件目以降の成果報酬については、仕様書中の別紙「成果報酬の支払いについて」に定めるとおり、件数に応じて支払う為、見積書への計上は不要。

(3) 委託業務内容

仕様書のとおり。なお、各年度の業務内容は下記のとおり想定。なお、2か年での目標開業件数は10件とする。

ア 令和元年度

仕様書「4 委託業務内容」に定める業務の実施及び次年度に向けた準備・調整を行うこと。

イ 令和2年度

令和元年度に決定した対象商店街において、仕様書「4 委託業務内容」の(4)及び(5)に定める業務を中心に実施すること。また、(2)、(3)に定める業務については、必要に応じて随時、更新作業を行うこと。

(4) 履行場所

仕様書 別表1に定める商店街

4 目標値

当事業の第一目標は、「業務委託仕様書」内「別表1」に定める商店街の空き店舗の解消です。また、空き店舗に将来の商店街の担い手となる事業者を誘致することで、商店街の活性化に繋げることも目標としています。

これらの趣旨を理解した上で、プロポーザル（提案）の中で、事業の目標・目標値（誘致事業者件数等）を掲げてください。提案書の中の目標値（数字）の高低のみで評価することはありませんが、「目標の明確性」とその根拠となる「事業内容の具体性・実現性」は評価の対象とします。

5 契約後の提出物

- (1) 事業計画書 各対象商店街2部
- (2) 実績報告書（年間の事業実績に、本業務委託により作成した資料を添付）各対象商店街2部

6 委託料の支払い

委託料は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

7 条件・仕様など

- (1) 参考見積書の内訳
事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。
- (2) その他仕様
別添「横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業業務委託仕様書」のとおり
※上記の業務委託仕様書の内容に加えて、成果をあげるために効果的と考える支援内容がある場合には、適宜企画書にて提案すること。

8 契約時の仕様書の確定

提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。